

佐賀県告示第百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十一年四月十七日から平成二十一年五月十八日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年四月十七日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 二〇四号	唐津市相賀字浦ノ内二四八〇番一地先 から 唐津市相賀字浦ノ内二四六五番三地先 まで	平成二一・四・一七
一般国道 三八二号	唐津市相賀字浦ノ内二四八〇番一地先 から 唐津市相賀字浦ノ内二四六五番三地先 まで	〃